

新たな港湾雇用安定等計画（案）等に関する公益代表委員見解

平成30年12月26日

1 港湾雇用安定等計画の性格について

港湾雇用安定等計画（以下「計画」という。）は、港湾労働法第3条第1項において、「港湾ごとに」定めるものとされている。また、ここでいう「港湾」とは、港湾労働施行令別表において、いわゆる6大港が規定されている。

したがって、計画は、「6大港における」港湾労働者の雇用の安定その他の港湾労働者の福祉の増進についての事項を定めるものと解することができる。

2 労使の意見

労働者代表委員からは、港湾労働法の適用範囲等の見直しについて、労使で合意したことを踏まえ、新たな計画案に記載すべきとの意見があった。

これに対し、使用者代表委員からは、本件については、労使間での検討が行われている段階であることから、現時点では時期尚早であるとの意見があった。

3 公益代表委員見解

港湾労働法の適用範囲等の見直しを新たな計画案に記載することについては、4回にわたる港湾労働専門委員会の場において、労使双方の観点から様々な意見が交わされ、議論は出尽くしていると考えられるところである。

公益代表委員としては、労使の意見及び計画の性格等を総合的に勘案した結果、計画案については事務局案のとおりとし、「港湾労働専門委員会報告書（案）」については進捗状況を確認するという文言を加えた上で、これを各地方労働審議会港湾労働部会へ提示することとすべきと考える。